

○山内座長 どうもこんにちは。第10回議会制度研究会を始めたいと思います。

本日の研究会に、山口委員より遅参の届けが出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、前回に引き続き、「施設整備」と議員ポスト投函資料のデータ化をまず最初の議題といたします。

今回も項目が5つと多いので、時間の都合上、大変申しわけないんですが、20分を目安に進行していきたいと思いますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

まず、1階・地下1階に登庁ランプ設置から協議を始めます。

前は、区民向けに設置したほうがよい、議員の登庁状況をインターネットで配信すればよい、それから設置するにしても費用を考慮すべきなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっておりました。また、登庁ランプの設置にかかわる費用についても、事前に事務局を通してお知らせさせていただきましたので、その内容も踏まえながら協議していただきたいと思います。

まずは、研究会に参加していない会派からの意見を事務局より報告させます。

○星区議会事務局次長 特にご意見はいただいておりません。

あと、ただいま座長よりお話のありました事前に配付した登庁ランプの設置にかかわる費用についてでございます。10月19日に資料を配付いたしましたが、その時点では、配線工事等は含まれていないということで資料を出しています。その工事等の概算がわかりましたので、ここで報告させていただきます。

現状のランプ形式ですと、工事費に約1000万円かかりますので、トータルで1980万円、ウェブ形式ですと、配線工事が400万円なので、本体の設備も含めると1870万円。さらにウェブ形式では保守契約が必要になります。これが年間130万円ということになりますので、あわせてご承知おきください。

○山内座長 それでは、前回の議論内容も踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただいていると思いますので、それぞれ会派のご意見をお伺いしたいと思います。

○中村委員 断腸の思いで現状のランプ形式とウェブ形式に関してはあきらめたいと思いますが、映像活用に関しては、今合計で150万円ですね。保守が130万円、設置が20万円ということですね。

○星区議会事務局次長 今回の保守契約のお話は、ウェブ形式の130万円ということですね。

○中村委員 であれば、この庁内配信映像の活用に20万円のままなのかなということなので、もしこの金額であれば、多少ご意見をいただいてもいいかなと。上2個はもう取り下げます。ご検討いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○下山委員 今ご意見がありましたけれども、私たちとしても、費用が非常にかかるということもありまして、その点については、やはりとても無理かなということもありますし、確かに少しの行ったり来たりとかはありますけれども、現状でいいんじゃないかというのが私たちの意見でございます。

○高久委員 私どもも、1階とか地下1階に区民向けにこういう登庁ランプが必ずしも必要かどうかということについては、やっぱり必ずしも必要だという認識には立っていませんで、見積もりでも相当何千万円もお金がかかるということであれば、基本的に今後、庁舎の改築とか、建てかえとか、そういったときに検討するのでもいいんじゃないかなと思っております。

また、逆にあともう1つ、セキュリティというんですか、そういう観点からは、議員にお話がある方とかは、一たん4階に来ていただいて、そこで見ていただいて各議員のところに行っていただくという意味で、セキュリティ対策も含めて現状のままである程度していいんじゃないかなとは思っております。

○羽田委員 多分その値段を見ると、よしたほうがいいかなということになるんですけども、これは、地下1階は要らないとして、1階だけだったらどうなのかということなんです。それが1つあるんです。というのは、区民からすると、区議会議員がどういうメンバーがいるのかとか、それはあれを見れば一目瞭然なんですよね。それで、いらしているかどうかということは、もちろん4階、5階に来てあそこを見ればわかるということなんですけれども、たまたま下に来た人が1階で確認できるという、それはより便利になるということもそうでしょうし、身近になるということもあると思うんですね。だから、要するに区議会議員のメンバー、今は50人ですけども、その50人が、きょうはどういうメンバーが来ているのかなとか、そういうことから、4階、5階というのは人によっては意外と敷居が高いんです。だから、下で見て、セキュリティ問題は4階で確認するとか、そういうことが必要なのかもしれないけれども、ただ、1階で確認できるとなると、また違うんじゃないかなという思いはあるんですね。ただ、金額の問題がありますから、これは1階だけというのはわかりませんか。

○星区議会事務局次長 今現在7台ありますが、1台を追加、1つ増設するという考え方

だと思うのですが、大分古い機種で、もう製造されていないということなので、やるとすれば、全部一たん撤去して、設置し直さなければならず、1900万円程度の費用がかかるということです。ですから、1台だけ今のものを追加するということにはできないということです。

○羽田委員 ということでは、現行どおりで。

○中里委員 私も区民向けに1階で見れたらというような話はしていましたけれども、特別にお金をたくさんかけてまでやるのかどうかというのは現状ではやっぱり重要だと思いますので、今の皆さんの大体のお話でも、現状のままということなのかなと思います。

○大庭委員 費用を聞けば、建てかえのときのような費用じゃないですか。そんな簡単にできる金額じゃなさそうだから。やったとしても、また建てかえたときにそれを壊しちゃうと何だという話になるから、金額的に難しいんじゃないですか。

○あべ委員 ちょっと意見で、結局費用の面で、庁舎自体が古くなっているんで、大庭委員からも建てかえのときに検討したほうがいいという話が、何人かから出ていますけれども、建てかえのときにこうしたほうがいいという話を1つ蓄積して、庁舎問題の特別委員会か何かがあったときには、庁舎ということで検討したけれども、議会はどういうふうにするのかということは一切話し合わなかったような気がするんです。だから、これはこの議研で、例えば議会のハードの部分でこういうふうにしたほうがいい、ああいうふうにしたほうがいいという話があれば、それはそれとして蓄積しておく必要があるのかなと思うので、その蓄積の仕方はどうしたらいいのかあれなんですけれども、そういういろいろ提案があれば、その提案も今後の庁舎の建てかえと、議会も含めてやるんでしょうから、そのときに生かせるようにしていただけたらいいなと、それは要望しておきます。

○山内座長 そのうちその話も出てくるだろうと思いますので。

それでは、私としては、中村委員に申しわけないんですけども、本件についてはほぼ現行どおりでよろしいという意見が多いようなので、そのような扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、そのように決定し、議会運営委員会に報告することといたします。

次に参ります。次に、4階・5階のセキュリティーについての協議に入ります。

議事堂のセキュリティーに関する事なので、この項目の議事録に関しては今回も非公

開ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 また個人的なものも出てくると思いますので、その辺をちょっと非公開ということで、そのように決定をいたします。

(議事堂のセキュリティに関する事項のため非開示)

○山内座長 それでは、継続扱いとしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に参ります。議事堂に公衆無線LAN設置についての協議に入ります。

前回は、議会図書館のパソコンを利用した無線LANを設置すべき、それから政務調査費との関連を整理する必要がある、従来どおり会派ごとに対応すべきなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっておりました。

まず、研究会に参加しなかった会派からの意見を事務局よりお願いいたします。

○星区議会事務局次長 特に意見はいただいてございません。

○山内座長 それでは、それぞれの会派のご意見をお願いいたします。

○あべ委員 私はこれを提案したのは、大変技術的に簡単なもので、すぐできるかなと思って提案したんですけども、ただ、皆さん認識がばらばらで、設置に関してはいろいろ難しいのかなと思われる方もいらっしゃるようで、統一的には賛同をもらえるのかどうかちょっと不透明なんですけど、例えば議会の図書館にインターネットを引いていて、そこにルーターがあるのであれば、無線LANのルーターをつけるだけの話なんですよね。そのルーターがついていれば、大体アクセスキーというのがあって、アクセスキーというのは何かですと議員にだけ教えれば、無線LANを使いたいというときに、そのアクセスキーを入れるだけで使えると、それだけの話なんですけれども、それが難しいというのであれば、それは政調費の絡みだとなっちゃうと、話がすごいややこしくなってしまうんです

けれども、私としては、趣旨としては、技術的には無線LANルーターを1つつけるだけの話なので、極めて簡単ではないですかねというご提案なんです。それだけです。

例えば図書館で、無線LANの接続が可能な自分のパソコンを持ってきて、インターネットに接続してちょっと仕事をしたいとかということも可能になると。図書館には確かにパソコンはありますけれども、そのパソコンよりは自分のパソコンのほうが使いやすかったりということもあるので、無線LANがあったほうが便利かなということでの提案でございました。

○高久委員　うちの会派の中で今無線LANでやっていますけれども、別に支障もなく、それは議会内で統一して1つといっても、やっぱり政調費の問題、取りつけ代とかという話にもなってくるだろうし、あくまでも毎月のランニングコストとかという話にもなってくるんじゃないかなというふうに……。

○あべ委員　ならない。

○高久委員　ならないですか。

○あべ委員　ならない。

○高久委員　その辺、私も専門家じゃないからわからないんですけども、今のところ、やはり私どもは無線LANで全部会派内は——議会費でやるということですか。

○あべ委員　いや、もう1回説明しますから。やっぱり認識が違うみたいなので、私がコストがかからないと言っているのは、例えば図書館だったら図書館に議会のものとして今電話回線でインターネット回線というのは引っ張ってきていますよね。それは、図書館でインターネットを使おうと思ったら使えるわけじゃないですか。それは毎月のコストとして議会費で払っていますよね。それを無線LANで使えるようにするには、そこに無線ルーターというのをつけるだけなんですよ。それは量販店の電気屋に行くと、無線ルーターというのを売っていますから、せいぜい今5000円ぐらいだと思います。それをインターネットの線を持ってくるところにくっつけて、そこから電波が飛ぶようにするだけなんですよ。それだけで、あとランニングコストなんかは一切今までどおりなんです。だから、簡単な話ではないですかと言っているだけなんですけれども、今言ったように、例えば政調費でランニングコストがかかるとか、議会費で月々ランニングコストがかかるとかという話ではなくて、その無線ルーターというのを今あるインターネットルーターに線でつなぐだけで電波が飛ぶようになるんですよ。わかりますか。

○中里委員　たしか図書室のものは3ネットという話ですよ。だから、あべ委員はちょ

っと勘違いしているんだけど、庁内LANなんですよ。庁内LANは勝手な機械をつなぐと、それはセキュリティー上問題があるからできないと。だから、我々はそういう庁内LANとは関係なく自前の回線で外部と接続しているわけです。だから、議員が自由に使えるものということであれば、庁舎のLANとは関係ない回線を持たなきゃいけないという話で、それは皆さんそれぞれ負担してやっていると。共通でやるなら共通で、新しくその回線を確保するという事なので、政調費だとか何だとかという話になってくるわけです。

○星区議会事務局次長 今中里委員がご説明いただいたとおりで、図書室のものは3ネットです。区の中の仕組みですから、区の情報セキュリティーの中に入っているもので、私物は一切そこにつけられないというのは大原則になってしまいます。ですから、図書室のものがあるから、使えるかという、今の説明のとおりで、使えない。だから……。

○あべ委員 単独じゃないんだ。

○星区議会事務局次長 実施するのであれば、政務調査費とかという形の選択肢でやっているというのが現状です。

○あべ委員 3ネットという認識がなかったので、あれは単独の回線かなと思っていましたので、そうすると、議会費で月々費用を出してという話になると、皆さんが一致してそれは必要だということになればだめなんだろうから、会派によってはもうインターネットの回線を引いていらっしゃる会派もあると思いますので、それはそれでもう間に合っているという話ならば、要らないでしょうという話になってしまうと思いますので、これは取り下げということで。

○山内座長 わかりました。ほかは意見はもう大丈夫だと思いますので、現行どおりということで、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 それでは、そのように決定し、議会運営委員会に報告することといたします。

その次に、議員専用駐車場の廃止についての協議に入ります。

前回は、行政財産を有効に活用するために、議員駐車場を廃止すべき、議員の活動、議員の役割などとセットで議論すべきなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただくこととなっていました。

まず、研究会に参加していない会派からの意見を事務局よりお伺いいたします。

○星区議会事務局次長 意見につきましては特にいたできてございません。

○山内座長 それでは、各会派のご意見をお願いいたします。

○下山委員 私は、やっぱり議員の活動というのをとらえる必要があると思うんですね。私も役員というのをうちの会派の中ではやらせていただいています、そうすると、普通の委員会であるとか、そういったとき以外でも、結構会派の意見を調整したりとか、それから個別に議員同士の話を納得してもらったりとか、議会が開かれていないときにもかなり来ているわけです。ですから、やはり議員としての駐車場は必要だと思うんですよ。

あえてどうしても庁有財産ということであれば、多少議会があいているときは庁有車を使うというくらいがよくて、あいているからといってやはり一般の方に議員としての駐車場を誘導するようなことは、万が一のときなんか、例えば車を移動させなければいけないような非常事態とかを考えれば、やはり議員の車か庁有車を使うというようなことでおさめるのが限度かなと思います。原則としては現状でいいと思います。

○高久委員 私どもも、例えば区役所に議会があるときに来る際に、電車で来るとか、バスで来るとか、そういった交通手段はいろいろあると思うんですけども、私たちも議員活動ということで、区民の意見を聞くなりして、あっち行ってこっち行って、区役所に来て、終わってからまた区民のところに行かなきゃいけないということで、やっぱり車に依存するというのはかなり多いというのは事実です。ただし、やっぱり公共利用で有効利用ということで一般に開放するとなると、今度駐車場がなければ違うところ、外で探すとか、そういったことも必要になってくるし、そういう手もあるのかもしれませんが、やはりいろんな意味で議員として活動していく上では専用駐車場があったほうがいいんじゃないかと思っております。

そういった意味から、今下山委員からもおっしゃられたように、ある程度、例えば庁内利用で考えるとかということであれば、まずそういった線はあるのかもしれませんが、一般開放ということについては、まだちょっと議論の余地があると思っておりますので、当面はそういった意味で、議員、また庁内利用ということを主軸にとらえてやるべきじゃないかなと思っております、一般に開放というのはちょっと時期尚早であり、またいろいろ討議した上での話になるんじゃないかなと思っております。

○あべ委員 ご意見いただいていますので、ごもっともな理由のように聞こえますけれども、事実としてお話ししておかなければならないのは、今車を事務局に登録している議員

は38人、本会議等で車で来庁している議員は26名から28名、そうすると、先ほど申された委員の方が車でなければ議員活動ができないというごときの発言をされていますけれども、それ以外の車で来ていない方は議員活動ができないってことですか。私も車で来ていませんけれども、十分に議員活動はできていますし、なぜこれを今回提案しているかというと、区民の皆さんにアンケートもさせていただいたり、いろいろお話をさせていただいて、何で区議会議員が車で来なくちゃならないんだと、根本的な、単純な区民の方の理由ですよね。何で区議会議員は10時から本会議があるのに車で来なくちゃならないんだと。ごもつともな話ですよね。普通は会社員だったら、6時や7時ぐらいに電車に乗って、1時間ぐらいの通勤時間をかけて会社に通っているんですよ。なのに車じゃなくちゃ議会に来れないという理由は、私はないと思うんですよ。

それで、ほかの議会とかの兼ね合いも見て、議員の友達も多いですから、いろいろお話も聞いていますけれども、世田谷のように専用駐車場として確保していて、議員が来ないときに、あのようにあいているというような状況を放置している議会は今ほとんどないんですよ。大概は区民の利用と一緒に使っていて、例えば区議会議員が来たときには、公務で来た場合には、それはもちろん無料になるような券を使ったりなんかしていますけれども、区議会議員が役所に来るという場合も私用もあるわけだから、それは区民と同じレベルじゃないですか。確かに公務で、きょうは議会の委員会がある、本会議があるというのは公務でいいと思いますよ。区議会議員だって、私用でいろいろ来て、区民の皆さんは時間に応じて1時間以上とめたら幾らだとお金を払ったりなんなりしているのに、それを何で区議会議員は公共施設を使って無料なのと。それも公務でもないときに使って、それで無料なのと。ふだんは、区議会議員のために駐車場として専用の駐車場が、区民も使えないようになってあいているという状況はおかしいんじゃないですかということも区民に言われているので、私は議会にこうして提案をさせていただいているんです。

その上で、議員活動するには駐車場がなくちゃならなくて、車じゃないと議員活動ができないと、私はそんなことはないと思うんですよ。私は自転車しか持っていないですけども、議員活動もしっかりしていますし、きょうは弦巻のほうにある松丘幼稚園に自転車で行って、周年行事にも出てきておりますけれども、その後、ここに、議会制度研究会のほうに参ってきています。行事も幾つかあって、別に電車で来ているわけでもなくて、自転車で来ていますけれども、車でなくちゃ両方行けないようなことは一切なくて、先ほど言われた話というのは全く詭弁にしか聞こえないということですよ。

ですから、この車の問題はぜひとも——もちろんあれば便利ですよ。議員の皆さんがあっち行ったりこっち行ったりしたときに、役所に来るのに車で来ると、それは便利でしょう。だけれども、今はそういう時代じゃなくて、区民の皆さんから見た場合に、何で区議会議員さんだけそんなに優遇されていて、役所の施設をただで使えるのというのが区民の目線ですよ。だから、もちろん、皆さん公職で、我々は公務に来ているんだから、こうだあだという理屈はあるんでしょうけれども、区民はそういうことは納得しないんじゃないですかということで提案させていただいているんですよ。

ですから、いろいろ理屈はあるんでしょうけれども、私は現実に車で来ているわけでもないし——前は来ていましたよ。前はあなたは車で来ていたじゃないかと言われたら、確かにそうだけれども、私も区民と同じように考えれば、区議会議員が役所に、本会議だ、委員会というのに車でなくちゃ来れないなんていうことはないなと思いましたので、役所に車で来るということは一切やめているというのが現状です。雨が降ったときには公共交通機関で来ているんですよ。それは可能な話で、今皆さんが言われた話は、区議会議員は忙しいから車じゃないと役所に来れないというのは本当なんですか。

○羽田委員 言っていることはごもっともな話なんですよ。区民の目線もありますし、それからあべ委員の主張もよくわかりますよね。ただ、議員の行動のあり方とか、役割とか、それはそれぞれであっていいはずなんですよ。だから……。

○あべ委員 車と関係ないじゃない。

○羽田委員 いやいや、関係あるんです。その行動のパターンなんだから、その人の行動のあり方までを規定することは我々にはできないんですよ。ですから、自転車で活動されている方もいらっしゃいますよね。それは、例えば自転車で活動していれば、道端で会ったら声をかけられるとか、私も地域を回るときにそれを経験していますよ。それはそういう方もいらっしゃるんですよ。だから、ここに、本庁に来るまでに自転車で来れば、だれかしらに会うから、それがいいと思っている人もいれば……。

○あべ委員 そんなの関係ないよ。

○羽田委員 いやいや、いるんですよ。だから、つまりあべ委員の主張でいうと、行動のあり方まで規定することになりますから、それは避けるべきだと。私が言っているのは、その問題と別に考えたほうがいいということなんですよ。そこまでは言う必要ないでしょうということなんです。つまり、車でしか動けない人というのも現実にはいるんですよ。動けないと言ったら怒られちゃうけれども、うちに1人いるんですよ。それははっきり言っ

てそうですよね。電車に乗っていったら大変時間がかかるとか、それはやっぱり自分の行動に支障が出るから車で来ているわけですよね。行動としては、それだけは譲れないんですよ。だから、そのこと自体を否定する必要は私はないと思っているんです。だから、それはまず前提として考えるしかないということを私はまずあべ委員に言いたいですよ。

それと、確かに区民の目線というのはあるんですよね。ただ、区民に対しては、我々はそういうふうにはちゃんと説明していく必要があるわけですよ。説明する義務もあるわけ。議員というのは行動がいろんな人がいるわけだから、行動のあり方があるわけですから、それも含めて考えていただきたいということは——それは言われるのはあべ委員だけじゃないですよ。専用駐車場があるのはおかしいじゃないかとか、特権じゃないかとか言う人は我々の周りには何人かは必ずいますよね。だけれども、そのときにそういう説明ができるかどうかということも含まなくちゃならないということなんですね。

○あべ委員 説明なんかするつもりもないもの、要らないと言っているから。

○羽田委員 ないんですね。そこは全然違うんだ。

○あべ委員 ちょっと考えが違うというのは、これは羽田委員の土地でも何でもなくて、羽田委員の土地だったら幾らでも使ってもらって結構ですよ。でも、これは世田谷区の土地で、世田谷区民の公共施設ですよ。そこをたかだか50人の区議会議員が区議会に出るために確保をして、それも年間62日ぐらいの公務日数ですよ。300日ぐらいはほとんど議会に出てきていないと。そういう中で……。

○羽田委員 自分のことでしょう。

○あべ委員 いやいや、それはだから、それぞれ立場が違う人もいるから、それは会派の問題とか、そういうこともあるけれども、私は公務日数で言っているんですよ。公務日数でアベレージで言うと、62日というのは議会事務局でもはっきり言っている話で、そういう状況なわけですよ。それで、ある意味皆さん出勤をしてきて、ここで仕事をする上で車で来ましたと。特別公務員になっているんでしょうけれども、世田谷区の公務員で車で出勤しているという方は、一部いますよ。もちろんハンディキャップの方が車で来られているとかということはあるけれども、公有財産から受益をしているということは間違いがないわけですよね。それで、これを違うものに振り返れば、それなりに区民の福利になるということなんですよ。なのに、使わないときには全く使っていないような状況で、それを放置して、区議会議員の便宜のためにあけておかなくちゃならないという理屈はどこにもないんですよ。それで、確かに区議会議員はそれぞれ皆さん車で来なくちゃならない人も

いるとか、それぞれ個体の理由によっていろいろあるでしょうから、使ってもいいですよ。皆さん区民が言っているのは、それならば、金を払って、駐車代を出して使ったらどうですかということですよ。何も区議会議員の専用駐車場で無料で使えるというような状況にしておかなくても僕はいいと思いますよ。それならば、公共財産を使うという受益をするのであれば、それ相応の負担をするということが当然じゃないですか。

それで、今例えばほかの公共財産を使うに当たって、区民が受益者負担だとか何とかとって利用料を上げたりなんなりするという状況もあるわけですから、それを考えれば、世田谷区の区議会議員も、世田谷区の公共財産から受益をするのであれば、それ相応の負担をするということは、私は別におかしな話ではないし、区民から見れば、それは当然じゃないのということじゃないんですか。それが、区議会議員は公の仕事をしているから、専用の駐車場を設けて、我々はそれぞれの事情によって車で来なくちゃならないこともあるから車を使うのは当然だと。その理屈はいいですよ。じゃ、公共財産を使うんだから、それ相応の受益者負担をしたらどうですかということを言っているんですよ。一般の区民と同じように、時間に応じてそれなりの負担をするということでもいいんじゃないですか。だって、車で来ていない区議会議員だっているんですよ。区議会議員は車で来ることという決まりに規定でなっているんですか。そんなことは一切ないんですよ。なのに、車で来ていない方は受益者負担で駐車場を無料利用している。区議会議員で自動車で来ていない方は、別に駐車場を利用していないわけですよ。この不公平感はどうなるんですか。

○山内座長 あべ委員のご意見も同じことが何回か出てまいりましたので、ここでちょっとご意見をいただいている方からきちっとお話しいただきたいなと思いますので、共産さんとみ行さんと民主さん、まだお話しいただいているので。

○中村委員 あべ委員がおっしゃっていることが、方向性は一緒なんだけれども、徐々に変わっていつているんですよ。というのは、最初は、スペースとしての利用として、税外収入を含めた、あいているからもったいないじゃないかというところは、僕は結構理解しますと。採算ベースに乗ったりとか、つけたりとかがあるので、わかりませんが、そこであいているのがもったいなくて、それで税外収入を取るという方向性は僕はアグリーにしますと。ただ、議論の流れで言っちゃうと、議員は車で来るべきじゃない的な議論もあるし、最初は、ほかのところでは議員はとめたときに無料券が出るとかと言っていたけれども、やっぱりそこは払うべきだということになると、そこになっていっちゃうと、前回もあったけれども、じゃ、本会議とか委員会があるときは公務として払うのか、政調

費で落とすのかわかりませんし、それ以外の日の事務処理に来たときにはどういう形で払うのかとか考えたときには、やっぱり議員がまず車で来ちゃだめよ的なルールというのは多分無理だと思うし、議員がとめたときにお金を払えというのも多分無理だし、乗れないというのが率直な意見なのです。純粋な、議員は議員としてあるよと、それをあいているときのスペースを活用しようというのであれば、気持ち的には僕は理解できるので、あべ委員が最終形はどこに持っていくことなのかを多分もうちょっと1本にさせていただいてからの議論なのかなという感じです。

○中里委員 議会活動、議員活動をする上で、駐車場は必要なものと我々も、実際使っていますしね。仕事として来ているわけですから、そこでまたお金を払うというのも変な話ではあるんです。区民に対しても本来駐車場は無料であるべきだという主張は我々はかつてしていたと思うんです。それから、事務局で駐車券を出してもらうときがありますよね。役所に特別に用事があって来たときに無料券が出るような仕組みもたしかあったと思うんですけれども、やっぱり役所に区民が用事があって来る。そこで駐車場を使うのにお金をもらうというのは、本来違うんじゃないかなと私は思っていて、用事があって来るわけですからね。ですから、我々の活動する上で必要なものなので、そこはちゃんと確保していきたいなと考えております。

○大庭委員 うちの会派の実情でいくと、車を使っている人と主に自転車というのが半々ぐらいなんですけれども、もし車を使う理由を挙げろということであれば、ご存じのように、多分議会の中で一番パネル等を使っているのも、パネルを運ぶのには、あれは自転車でもバスでも無理なんです。歩いて持ってくるということもちょっと不可能なので、あれは素材も含めて現場でつくることもあれば、分かれて各家でつくってくることもあれば、いろいろやりとりをするということもあって、そういう意味では、議会活動に車は欠かせないというのが1つ理屈としてはあるんですよ。

ただ、我々も含めてというか、入用ですけれども、いわゆる公務員が使っている車、軽トラとか軽自動車とかがありますよね。要するに1つ公務員というものが受益としていることというのは、それは私益なのかということの議論があると思うんですよ。一般の公務員が何らかの利益を受けているということは、それは公益であって、区民の皆さんに還元されるべき利益になっているんじゃないかなと思うんです。我々議員も、我々がここに来て駐車場を使うことで、映画館とかが近くにあって、自分の娯楽のためとか、ディズニールランドが隣にあって、そのために駐車場を使うとかいうようなことであれば、それはま

た別でしょうけれども、恐らくみんなが集まって会議をしたりするというのは公益のために受益を受けているということで、そこで議論をして——60日間ということは事実上あり得ませんからね。60日間の前後とか、その前に相当相談とか——1人のときはそうだったかもしれないけれども、4人もいればいろいろ議論をすとか、情報を共有するということもあるし、いろいろさまざまなことがあるので、集まらなくちゃいけないというときに、そこで受ける受益というものが、私益であれば別ですけれども、それが結局公益となって、よりよい議論とか、よりよい議会活動につながっていけば、結果として区民の皆さんに還元できるということであればいいなど、そこまでは断言できませんけれども、我々はそういうことで仕事をしているわけであって、そこで受ける受益というものを、個人的な楽しみというか、個人的なための私益というふうに断定するのはどうかなという気はします。

ただ、一般的に区民の皆さんにそういうふうに見られがちだということについては、やはりその辺は自分たちの行動というか、活動を通じて説明していかなくちゃいけないことかなと。決して我々は、娯楽のためとか、自分の楽しみのために駐車場を使っているわけじゃなくて、限られた時間の中で、限られた有効な結果を残すために毎日仕事をしているんじゃないかなという気がするので、その辺の仕事観が違う、受益という考え方がちょっと違うかなという感じはするんですね。話になっているかどうかわかりませんが。

○山内座長 予定の20分がまた大幅に過ぎましたので、まとめに入りたいと思います。

本件については、本日のところ、ほとんどの会派が必要であるに近い、また考え方として有効活用ということもあったようですし、ほとんどの会派が駐車場は必要というようなご意見だったと思います。しかし、提案者のほうからいろいろ持論が出てまいりまして、区民目線、いろいろありましたけれども、本件については一応継続扱いとしたいとあえて思いますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○あべ委員 最後に意見を申し上げておきますけれども、私は提案をしたスタートというのは、やはり議会がないとき、もしくは駐車場があいている時間というのが日数が大変多いということで、区民の皆さんにいろんな受益者負担だということで、いろんな負担を求めるといふことであるならば、そうした無駄をしっかりと区議会みずからなくしていくということは、私は必要なことだと思うし、区民の皆さんにそういう姿勢を見せていくということも、これは議会や行政に対する信頼を確保する上でも大切な作業だと思っています。

す。その上でこの提案をさせていただいたわけです。

先ほど中村委員が言われたように、無駄に関しては同じ方向性でアグリーだということで大変心強い話なんだけれども、ただ、いろいろ私が主張している中で、ほかの委員の皆さんから、区議会議員はこういう仕事だからこういうふうに駐車場が必要で云々かんぬんという話をされてしまうと、区議会議員全員が車で来て議会活動をしているわけではないわけですし、議会活動イコール車がなければできないという理屈には私はならないわけで、それならば、今の区議会の議員の専用駐車場のあり方を含めて、やはり問題として皆さんに提起をさせていただいて、今後のあり方を真剣に議論していただきたいということで今回は提案をさせていただいたわけです。

これは、提案するに当たっては、私の知っている区民の方にもかなり多くの方にこのことは意見を伺って、それはちょっとやっぱり考え直すべきじゃないのという話が区民の皆さんは大半ですね。区議会議員に言うと、車を使うのは当然だと。区民の皆さんと区議会議員の皆さんとの全くかけ離れた感覚というのは、まさに浮き彫りになったのかなと思わざるを得ないかなと思っております。私も地域に帰って、区議会でこういう提案をさせていただいたけれども、それぞれの委員の皆さんがこういう話だったということ、議事録もありますから、それをもとに皆さんに報告をさせていただいて、また今後、議会の改革に向けて提案をすることもあるでしょうから、また提案をさせていただくことにしたいと思います。

○山内座長 それでは、本件については継続扱いといたします。

次に参ります。次に、議員ポスト投函資料のデータ化についての協議に入ります。

今回は、ペーパーレスの観点からポスト投函資料をメールで送信してもらいたい、それからポスト投函資料のタイトルだけでもよいからメールで知らせてほしいなどの意見がございました。これらの意見を踏まえ、各会派の意見を持ち寄っていただくことになっておりました。

まず、研究会に参加していない会派からのご意見をお願いします。

○星区議会事務局次長 あらたの佐藤美樹議員からの意見が出ておりますので、読み上げます。タイムリーな情報など時間が経過すると意味がなくなる情報の場合は、メール等で知らせていただけるとありがたいと、以上のような意見がありました。

○山内座長 それでは、それぞれの会派のご意見をお願いしたいと思います。

○あべ委員 これは民主党さんも主張されているようですけれども、そもそもいわゆるペ

ーパーレスの問題もありますよね。ペーパーレスの問題というのは、私は議員に当選したときから十数年こういう話はさせていただいているんですけども、一向に進んでいないんですね。議会でも紙ベースの資料提供というのはずっと続いているわけですし、これをやっぱり変えていかなくちやならないというのも、民主党さんなんかも、たしかそういう話もされたと思います。特にポストに入れてしまえば情報提供したというような、時間的な経過とか、そういうこともあって、役所に来たときにすごい数の資料が入っているというような状況で、先ほどあらたの佐藤議員から要望があったように、随分遅くにその情報を見るという場合もある方もいらっしゃると思うんです。そうすると、じゃ、情報提供のときに、どうせ紙で刷るということはデータがあるわけだから、データをメールベースか何かで配信をしてもらおうとか、それはちょっと手間がかかるというのであれば、こういう内容というか、表題だけでもメールで、こういう資料がきょうはポストに入ったというようなことの提供は、私はしていただけたらいいかなと思うんです。

事務局として手間がどれぐらいかかるかということで考えると、そんなに仕事量がふえてしまうという、一斉配信すればいいわけなので、同じ内容のことを同じ50人にメールで提供するというのは、現在も開催通知なんかはメールでいただいているという状況ですから、技術的には可能かなと思うんですけども、事務局では仕事上の負担という点ではどうなんですか。

○星区議会事務局次長 確かにポスト投函は、理事者側からいろいろな資料が来ます。あて先も、全議員から各会派、個別、委員さんとか、いろいろな仕分けがされる中でのポスト投函ということになります。その中で、さらにその重要なものがどうかという判断も入ってくる等々を考えますと、作業的には実際どのぐらいあるかと。実際やっていませんが、意外とシステムのきちっとつくっていかないと、手間のかかる量だなという感覚は持っております。

○あべ委員 それと、事務局に伺いたいのは、ポストに投函をされる紙ベースの資料というのは、すべて事務局を通さないと投函できないという認識でいいんですよね。

○星区議会事務局次長 中身がいいか悪いかは別にしまして、部屋にかぎがかかっているところもございまして、事務局を通してもらった上で、事務局ができれば投函をするというような形をとっております。

○あべ委員 そうすると、事務局は各議員のポストに、個別のものは別として、議員全員に配付するような資料があった場合には、その情報は把握をしているということですよ

ね。それならば、個別に各議員50人にメールを送るという作業が難しいのであれば、例えば議会のホームページの中に議員専用のウインドウか何かをつくってもらって、アクセスのIDか何かを入れれば、きょうは何月何日、こういうのが投函されましたというようなことが見れるウインドウを1つつくってもらえば、それで済む話ですよ。そういうことは可能なんですか。可能だと思うけれども。

○星区議会事務局次長 情報化の関連ですから、多分できないということはないんだと思います。どのぐらいの費用で、どのぐらいの手間がかかってというようなことを検証して、それがポスト投函だけのものでいいのかどうかも含めて、全体的に議会として例えばどのように取り組んでいくのか。今民主党さんはペーパーレス化の話をしていたというお話も出ていましたけれども、費用対効果等も含めて検討していくことになると思います。ですから、その辺はきちんと検証していかないと、いけないというのが事務局の思いでございます。

○あべ委員 ほとんどの議員がホームページを持っていて、ホームページ改訂とかをされているから、費用に関してもどれぐらいの費用がかかるかというのは大体わかると思うんですけども、少なくとも私が自分でホームページをつくっているところをお願いしたら、1ページつくってもらって、そこにIDでアクセスができるようにして、それで入力ができるようにしてほしいといったら、恐らく2万円ぐらいだと思います。費用がどうのこうのということで見積もりをしてもらったほうがいいと思いますけれども、方式はどういう方式なのかということも、それは検討が必要だと思いますけれども、今言ったホームページ上に、例えば議員専用のアクセスのできるウインドウを新たにつくって、IDなりなんなりで入るといったようなことをちょっとつけ加えるというぐらいであれば、費用で考えると、少なくとも私がお願いしている事業者さんであれば、恐らく2万円、その程度だと思います。

○中村委員 ペーパーレス、うちはずっと言っています、今回いろいろと提案もあったと思うんです。前回共産党さんが言っていた、こういう紙が来たときに、全部コピー機に入れたら、全部PDF化してくれると、データがパソコンに入ってくるよというのが多分すべて解決できるんじゃないかなと思って、それいいじゃないとなったんですけども……。

○あべ委員 そこまでやる……。

○中村委員 そこまでというか、それはぱっとやって、入ったものを流せば、逆に言う

と、いろんな新聞を集めて今ニュースを毎日やってくれているじゃないですか。あれより絶対簡単な作業だと思うんですよ。それで、一斉送信のをつくっておいて、そこをぽんと押せば全員に行くわけじゃないですか。入れて取り込んで送るだけだと思うんですね。問題とすれば、データが重過ぎるといところ、あと冊子をどうするかという問題——冊子はちょっと問題があると思うんです。でも、そういう問題も含めて解決していけば、道はすごく意外にあって、そんなに手間もかからないはずだと思っています。それを見るかどうかはまた別として。意外に人件費だ、手間だと——事務局も未知のところ、わかるけれども、意外にあれなんじゃないのかなと。とにかくコピー機みたいな機能がついているのを1個買わなきゃいけないのはあるのかもしれませんが、ぱぱっと入れて、ぱつとやって、それでぴつとやれば、それは届くというのであれば、実現は近いんじゃないかなと思っています。共産党さんの意見から会派で盛り上がりまして、ありがとうございました。

○中里委員　うちでやっているんですけども、たまたまうちで買っていた複合のコピー機のマニュアルを見ていたら、PDFにしてメールで送信ができる機能がついているということだったので、会派の中のLANに接続して、その機能を設定してみたら、うまくいったということで、会派の中で紙にコピーする量が随分減りました。紙でコピーするかわりに、クラウドのサービスを使っているんですけども、そこにメールで、ファクスの登録と同じなので、同時に送ってしまう。みんなでパソコンの画面を見ながら議論をしたりというふうになっていて、作業は簡単です。紙も減りました。

○あべ委員　それで、例えば事務局からも、所管からも、たまにお電話でこういう内容のことでという話をいただくことがあるんですけども、今言ったPDF化して資料そのものを送ってしまうといったほうが、私は電話をかけるよりはコストは全然安く済むと思うんです。メール代は別にかかるわけじゃないから、PDF化する複合機か何かがあればいいわけで、一々お電話いただくのもいいんですけども、もうちょっとコストがかからないやり方というのをぜひ検討していただきたいなと思っています。

そういう意味では、今共産党さんの言われたようなPDF化をしてメールで送るとするのは、1つ解決の方法だと思うので、それも含めて、やり方に関してはいろんな方式があるでしょうから、PDF化してメールで送るという方法もあるだろうし、ホームページ上にそういうウインドウをつくって、そこを閲覧するというやり方もあるだろうし、どれが一番コストがかからなくて、最も効果的なのかということも含めて考えていただきたい。

それにはやっぱりお金がどのぐらいかかるのかを調べてもらわないと結論も出せないでしょうから、それをちょっと調べていただきたいなと思います。

○小松委員 共産党さんもやっていらっしゃるということだったんですけども、うちも去年から、うちの会派の中のIT部長が1人、議運委員長がいます、積極的にやっているんですけども、結果としてはだれも見ていないということですね。また、1期生の役割なので、全委員会のがすべて入っておりますけれども、だれも見ていない。見るときは、結局打ち出すんですよね。やっていらっしゃるので、共産党さんはよくわかると思うんですけども、多分1枚か2枚とかだとPDFで見るのはそんなにストレスないと思うんですが、例えば委員会資料で数十枚とかとなってくると、紙で見るのと、スクロールして見るストレスってすごくあるので、やっぱり大量のものというのは結局打ち出して見るようになってしまうんですね。

結論から言うと、将来的にはICT化がどんどん進んで、バンパリーでもここにiPadか何か差して見ていたとか言っていましたけれども、委員会だったりとか、議場とかでも、ここにスクリーンがあって、そういうのが日常的にやるようにできるような環境になってくると、もっともっとその辺は進むのかなと思っているんですが、現状それをやろうと思うと、中途半端感は否めないなと思っていて、負荷だけかかって、結局紙でくれという人もいれば、データでくれという人もいれば、これは念のため紙で打ち出しておいてくれとかということになって、何となく複雑になるんじゃないかなというのがうちの会派の中の雑駁とした感想です。

なので、将来的といってもいわゆる近いうち、数年、野田さんの言う近いうちよりは若干長いと思うんですけども、いずれはそうなるんじゃないかなというのはあるんですが、今いろいろトライアルしていく結果、実際にそれに移行していくのは、なかなか運用としてはうまくいかないんじゃないかなという感想は持っています。

○中里委員 小松委員の言うことはそのとおりだと思うんです。開催通知をメールでというのも、会派の中でメールでもらっているのは私だけなんですね。結局使わない人は紙がいいというのはあると。我々もデータ化を会派の中でやっているというのは、全員にパソコンを持たせて、義務的にやって、その場でみんな画面で見ようよというのをやって、特に質問前なんかは、それぞれの原稿をちょこちょこ直しも入ってというような紙を大量にコピーしてというのはなくなって、それはデータでやっちゃうというのが非常に効率的になっている。だから、やっぱりケース・バイ・ケースで、いいところ、悪いところがある

し、冊子なんていうのは、私もスキャンしてファイルにしたりはしていますけれども、このぐらいの冊子だと何十メガとか、何百メガとかというふうになっちゃいますから、メールじゃ送れないですし、それは本当にケース・バイ・ケースだけれども、試しにいろいろ導入していくとか、部分的に始めてみるというのはいいんじゃないかなと。

それから、理事者からデータですごい表みたいなのが出来て、我々もそれをいろいろ分析したり、加工してみたいなと思ったりするようなものを直接エクセルのデータでもらったりとかができるのであれば便利だなと思うこともたくさんあるので、そういうのは進めて……。

○中村委員 でも、それを加工して、都合よくしちゃうとかというのがあるからだめじゃないですか。

○中里委員 それはもとのと加工したものは違う扱いになるわけじゃないですか。

○高久委員 私も実は開催通知書を紙でもらっている1人なんですけれども、なかなか印刷に回すのが面倒くさいということで、紙でもらいたいというのがあるんですけども、あとメールなんかも、私のところは変なメールが何十本も入ってきて、我々のメールアドレスはオープンにしていますので、いろんなメールが入ってきて、どれがまともなメールかわからないぐらい、消すのが結構大変だというぐらいに入っているのが現実です。だから、実際全部メールになって全部チェックできるかどうかというのも、私にとっては非常に疑問があるんですけども、ただし、今中村委員がおっしゃるように、こういうペーパーレス化になっていることも事実だし、そういう社会になっていくということでもありますから、コストとか手間とかということも含めて、できるところから徐々にやっぱりやっぱりしていくという必要は十分あるんじゃないかということは認識しています。ただし、やはりコストとか、手間とか、できるところできないところを含めてやっぱりしていくしかないのかなと思っています。

○大庭委員 これはうちも共産党さんに負けないくらいいろいろ研究なんかしていて、これはやっているところとやっていないところというのは、これからいろんな意味で恐らく相当差がつきますよ。だから、それは好き好きだから、これは実は会派間競争みたいな話で、議会で合意がとれなければ、それはそれでいいんだろうけれども、今の時代、会派の経費でやろうと思えばいろんなことがやれるので、この部分でどんなことができるか試して、いろんな形でやるというのは、本来議会としては必要なことだと僕は思うんですよ。ただ、全体として合意がとれないようであれば、それは会派として独自でいろんなことをやってみるということで、いろんな情報の共有の仕方というのを私たちもいろいろ考

えているので、その意味では、議会的にはいろいろ研究というか、実験的な試み、トライアルをやってみるべきだと僕は思います。ただ、それがいろいろいいところと悪いところがあるんですけども、でも、やっぱりこれだけ技術が我々のすぐ手の届くところであって、先ほどの重いのも結構送れるんですよ。今無料のサービスがあるので、だから、そういうのもあるし、いろんなサービスがちまたにあふれていて、有料、無料も含めてトライアルしてみると、思った以上に便利というか、僕はそういうふうに思っているので、議会としてはぜひやるべきじゃないかなと。

議会事務局は知らないですけども、実際行政の中では相当進んでいるみたいで、その辺の差が、行政の仕事のやりくりと議会のやりくりというのがだんだん差がついてきちゃうと将来どうなのかなと。実際には、議会ではなかなか進まないけれども、都計審はもう使っていますよね。プロジェクターを使ってどんどんやっているわけですね。つまり議会のすぐ外では行政もどんどんやっているわけですよ。だから、そういうふうに行っているんだったら、それと同じようなことを、例えば都市整備だとか、区民生活だとか、その現場写真だとか、現場の状況だとか、一度も見たことはないですよ。でも、都計審ではじゃんじゃん何回もこれを行っているわけですよ。だから、やろうと思えば、行政はやっているわけですから、それをなぜ議会が取り込まないのかなと、その障壁が僕はよくわからないんだけど、議事録主義というのが建前としてはあるのかもしれないけれども、よりよい議論をするためには、やはり言葉だけじゃなくて、いろんなデータを見れるような形にすべきじゃないかなと僕は思っています。

○羽田委員 私はちゃんとメールでもらっていますけれども、ほとんどあけたためしがない。それで、私もこれは別に共産党から前に話も聞いたことがありますから、いい方法だなとは思っているんですね。ただ、それを会派の中でやれているかというのと、やっていませんけれども、正直言って、やっぱりなかなかそこまで行っていないという方もいらっしゃるから、先ほどの自民党の話じゃありませんけれども、だれも見えていないと。一方的に送るだけ送って、それでおしまいみたいなことにもなりかねないということもあるんですね。だから、その辺の一定の配慮も必要なんだろうね。だから、一定程度進められることは進めていくということなんだろうけれども、多分職員と違うところは年齢層が大分違う、70歳でも働ける職場というか、そういうところもありますので、その辺の配慮を含めた対応です。

○山内座長 今副座長と話をしたんですけども、これは継続というよりは、各会派皆さ

ん、ある意味ではもう進めていかなければいけないということでのまとまりはできていると思うんです。それで、我々としても継続としないで、またこれをやるべしといって送るのではなく、ちょっと相談させていただいて、また事務局としてもどれだけ可能であるか、また例えば各会派別個に進めていくべきものもあると思うんだよね。だから、その辺のところの研究をするとか、ちょっと預けさせていただけないでしょうか。

○あべ委員 意味がよくわからないんだけども。

○山内座長 いやいや、みんなある程度これはやっていかなければならないなというご意見でまとまってきていると思うんだけども、それぞれちょっとずつニュアンスが違うわけよね。そのところを調整しながら、やっぱりできるものからやってはどうかということで、ちょっと相談してみるというような感じです。

○あべ委員 いろいろ各会派で意見をお持ちのようで、お聞きはしましたけれども、ただ、この問題は、事務局から各議員なりに情報提供をするというシステムをどうするかという話をしているだけで、今現状でも紙ベースでもらっているのは事実なんですよね。これをデジタル化してメールで送るとか、方法は別にしても、困らないような、もう少しスピーディーに情報提供ができる、共有化ができるような方法を模索してほしいという意味なんですよね。

それで、先ほどほかの会派からは、例えば情報提供してもらったけれども、会派内で全然見ないという話があったけれども、情報提供をされていないというのと情報提供があるけれども、見ていないというのは全く別な話で、これはやっぱりどンドン役所のほうもICT化していくという中で、議会のほうもそういうことはしっかり取り入れていくべきだと思いますので、今座長が継続にしないで何らかの模索をするという話ですから、それに期待をして、改善をぜひしていただきたい。

それと、やっぱり目標的なものがないと、何年度ぐらいまでにこういう方法をとるといふ目標がないと、なかなか進まないんだと思うんですよ。議会の中でも、提案というのはいろいろずっと十何年前から出ているけれども、一向に進んできていないのは、目標設定がないからだと思ふので、その辺も含めて、技術的にここまでは現状ではできて、ここから先はこうなんだというような目標設定も含めて検討していただきたいと要望しておきたいと思ふます。

○山内座長 では、いただいております。

それでは、こちらのほうに預けさせていただいて、検討をお互いに行っていきたいと思ひ

ますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に参ります。以上で検討分類における「施設整備」等については終わらせていただきます。

2 議会基本条例について、次に議題といたしますが、先日、議会運営委員会において、地方自治法の改正に伴う議会の会期、通年会期については、議会基本条例とも密接に関係している事柄から、議会制度研究会での検討とすることが決定されました。したがって、議会基本条例の検討項目に追加させていただきたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。

次に、議会基本条例に関する勉強会の開催についてですが、この間、正副座長で準備を進めてまいりました。正副座長案を資料2にまとめましたので、内容について事務局より説明をお願いいたします。

○星区議会事務局次長 資料2をごらんください。議会基本条例に関する勉強会について（案）ということでございます。開催日時は平成24年12月20日木曜日午後1時30分からということで、2の講師につきましては加藤幸雄さんということですが、経歴等については、記載のとおりでございます。

勉強会の内容でございますが、議会基本条例の事例紹介、制定過程、議会の会期等について講義をいただく予定でございます。

対象議員ということで、これは全議員を対象とするということでございます。

また、議会制度研究会は、議会運営委員会の任意的な会議体であるため、勉強会につきましては、議会運営委員会が主催する勉強会として、議会運営委員会での決定に基づいて議長のもとで全議員あてに参加を呼びかけるという仕組みでやらせていただきたいと思いますと考えております。

○山内座長 勉強会については、このような内容で開催したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山内座長 それでは、ただいまのような内容で開催することに決定をいたします。なお、ただいま決定いたしました内容を議会運営委員会で協議していただくように、私のほうから委員長の方に申し伝えておきたいと思っております。

3に入ります。議会制度研究会の研究期間についてを議題といたします。

当研究会の研究期間は平成24年12月末までとし、必要に応じて延長することができる

設置要綱の第4条に規定をされています。研究期間について、正副座長で協議させていただきましたが、議会基本条例の勉強会を12月下旬に開催する予定であり、また、未協議の検討項目もあることから、検討期間を今年度末としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員 3カ月程度延ばすということだと思うんですけども、まだやっていないものまでを網羅するという目標でそこまでという認識でいいんですよね。

○山内座長 第一義的にはそうです。

○中村委員 わかりました。

○あべ委員 勉強会についてちょっと聞きたいんですけども、いいですか。

○山内座長 どうぞ。

○あべ委員 これは、加藤さんという方の経歴を見ると、全国市議会議長会の事務局をされて、広報部長なんかもやられたというような経歴のようですけども、どちらかというところ、通年議会とか、そういうことを推進されている方なのかと思うんですけども、その辺はどうなんですか。こういう講師の方というのはそれぞれ立場があって、主張がどういいう主張なのかということも事前にわかっていらっしゃると思うんですけども、いわゆる推進派の方なのか、それとも否定的な方なのかということでも随分違ってくると思うんですが、この講師の方を選んだ理由というのもよくわからないんですが、その辺をちょっと伺いたいんですけども。

○山内座長 この講師を選んだというのは、事務局のほうでこういう人たちがいますよということで何人か挙げていただきました。その中にこの方は入っていました。それで、その検討過程としては、中里委員から推薦……。

○中里委員 私が推薦したんです。

○山内座長 そうそう、推薦してくださって、その時点では、推進派か、やらないほうかということの判断は私たちになかったんですが……。

○中村委員 何でこの人なんですか。

○山内座長 なぜこの人になったかというところ、この委員の中から推薦してくれたということはちょっと重かったですよね。ただやみくもに、来たから、書かれているからこの人というよりは、委員の中から出てきたというのが私としては重かったと思います。それ以上のことは今ちょっと考えられない。

○あべ委員 それで、この講師の方は、講義をするに当たって、いわゆる国の法律が変わったことにおける議会の会期の問題とかということに関してこうあるべきだという話をされるんですか、それともそれにおいて……。

○山内座長 それを知っていて聞くのも結構だと思うし、また聞いて新鮮さがあるのもいいんじゃないですか。その内容については、ある程度事務局のほうで把握しているので、ちょっと星次長から。

○星区議会事務局次長 先ほどの資料2のところの3ですが、まずこちらの研究会では議会基本条例について、少し共通認識を持ちましょうという流れの中で、講師候補者を皆さんで協議していただきました。それを正副座長のほうで最終的にこの人に決めましょうというのが加藤さんです。

勉強会の内容の中で、簡単ですが、一番後ろに議会の会期ということで、「(通年会期)等」ということも入っております。ということは、通年会期につきましては、9月の地方自治法の改正で規定されたということでございますので、そういったものを含めてご存じの方で、この方が講演会としてこの一、二年間で大分講演をやっています。例えば一番近い調布なんかでは5月に分権時代に求められる議会と議会改革、さらにその1年前には議会基本条例についてということで那覇市でやっていますので、この経歴を見ますと、市議会議長会ということで、30年近く務めてこられた方ですので、そういった内容を詳しく知っている方だろうということで、正副もこちらの方でいいんじゃないかという判断だったと思います。

○山内座長 それでは、今の話はおいておいて、議会制度の期間延長についてそのように決定をいたします。なお、ただいま決定いただいた内容を議会運営委員会で協議していただくよう、私のほうからまた委員長に申し伝えておきます。

4 その他、次の検討テーマの選定ですが、資料1をごらんください。「請願」と「議員活動環境」が未協議の項目として残っています。当研究会の研究期間を延長するにしても、残された時間が短くなってきましたので、次回は少ない時間ですが、「請願」と「議員の活動環境」の2項目を協議していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中村委員 両方やるんですか。

○山内座長 両方やろう。時間がとれれば別個に分けてもいいけれども、一応2つ一緒にやっちゃうようなつもりでいてください。

それでは、次回はこの2項目を協議していただきたいと思います。そのように決定をいたします。

それでは、次回から「請願」と「議員活動環境」についての検討を始めますので、各党派の中で協議した上、参加してくれるよう、よろしく願いをいたします。

そのほかに何かありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山内座長 ないようでしたら、5次回研究会、それでは、次回の研究会の日程について協議したいと思います。

前回12月13日木曜日の午前10時を予定して確認いたしましたが、中にはだめな方もいらっしゃるかなとは思いますが、大丈夫でしょうか。

(日程調整)

○山内座長 それでは、12月13日木曜日10時から開催することで決定したいと思います。

それから、もう1つ先をやっておきたいんですが、1月分なんですけれども、1月15日火曜日から1月18日金曜日の4日間あたりで開催できればいいかなと思います。

(日程調整)

○山内座長 1月の開催日は、次回の議研で協議することにします。それでは、次回は一応12月13日の午前10時から開催ということでお願いをいたします。

以上で第10回議会制度研究会を閉会とします。